

## 2024 年の事業再生

事業再生/倒産ニュースレター

2024 年 2 月 2 日号

執筆者:

[柴原 多](#)

[m.shibahara@nishimura.com](mailto:m.shibahara@nishimura.com)

### 1. 始めに

年始になると、今年の経済・法律情勢はどうかという話がよく議論される。特に日本はゼロゼロ融資の問題もあり、法的倒産事件が増加するのではないかと議論されるが、近時の情勢においては、それ以外のいくつかの点に留意する必要があるように思える。概括すると、①法的倒産手続への社会の期待はそれほど大きくない状態にあること、②他方で、経済的苦境以外の法的問題点が増加していること、③もう少し幅広い視点で見ると、経済環境の変化をどのように捉えるか、という3点が重要といえる。

### 2. 私的整理手続が活発な理由

第一に、法的倒産手続よりも私的整理手続の利用が盛んであることは、ここ10年以上の傾向である。その理由としては①私的整理手続の方が柔軟であること（リスケジュールやプレ再生等が利用できること）、②私的整理手続の方が企業価値の毀損を防止できること（取引債権を巻き込まなくて済むこと）、③金融機関としても、いきなり法的整理手続を活用することは（融資先との関係上）躊躇すること（特に他の融資先への影響も大きいこと）、④税理士、会計士及びコンサルタント（以下まとめて「関係業種」という）においても、弁護士法72条との関係が生じる法的整理手続より、私的整理手続の方を好むこと（現実問題としてリスケジュールは（弁護士のみが扱える）「法律事務」として整理されることが少ないこと）、⑤債務者企業としても、いきなり法的整理手続に進むよりは（体面の問題に加え、取引先への影響や保証責任の問題もある）、前段階である私的整理手続の方が好ましいこと、等が挙げられる。これに加えて、⑥法的整理手続の制度・運用が警戒感をもちたれていること（例えば、取引債権の保護やプレ DIP ファイナンスの保護自体は制度的に可能であるが、予見可能性が高いとはいえないこと）、⑦関係業種においても、手間のかかる倒産手続自体が回避される傾向（担当者についての労働時間規制に抵触しやすい等）にある等の理由が挙げられる。

### 3. コンプライアンス違反の拡大

第二に、経済的苦境以外の問題点、つまりコンプライアンス（以下単に「コンプラ」という）上の問題を理由に苦境に立たされる企業は増加している。これは①コンプラ自体が広範化・複雑化していると共に②コンプラへの意識が向上していることが原因と思われる。

#### (1) コンプラの広範化・複雑化

まず、コンプラの内容が広範化等していることは人権侵害（人権侵害に対する問題意識向上の背景には後

述する経済格差を解消する必要性が存在するが、その他の理由については人権 DD 等に関する文献<sup>1</sup>を参考のこと<sup>2</sup>) やハラスメント (ハラスメントに対する規制強化の背景には働き方改革・少子高齢化の影響が存在するが、その他の理由については、労働法に関する文献を参考のこと) 対策の重要性を考えれば、分かりやすいところである。

## (2) 伝統的なコンプラ違反

もっとも現実には、このような新しいコンプラ違反のみならず伝統的なコンプラ違反 (よく問題となるところでは不適切会計に加え、取締役会・株主総会の瑕疵・不存等が挙げられる。またかつては大会社にも関わらず会計監査人が不存だった事件も存在する<sup>3</sup>) も存在するところであり、関係者としてはこの両者について目配りをする必要がある<sup>4</sup>。

## (3) 社会における拡散化

さらに事態を深刻化させているのは、これらのコンプラ違反がインターネットやソーシャルネットワークによって拡散しやすい環境にあるということである<sup>5</sup>。企業としては、このようなコンプラ違反を「よくあること」として対応を間違えると、ネット上での炎上につながり<sup>6</sup>、経済状況の悪化によっては (金融機関からの) 請求失期時期である「債権保全に必要な事由」を主張されることもある。但し、これ自体目新しいことではなく、構造計算書事件<sup>7</sup>やライブドアマーケティング事件等<sup>8</sup>でも、コンプラ違反の重大性は従前から問題となっている。

## 4. 経済環境の変化

第三に、経済環境の変化が激しいという点も看過してはならない。経済環境の変化に関しては、専門外の部分もあるが、概括すると、①日本においてもインフレ (少なくとも物価高騰) の傾向が見られること、②世界的にも減少傾向とはいえインフレの余韻がみられること、③海外の経済摩擦・紛争の影響が大きいこと等が挙げられる。当たり前のことであるが、これらの要素は相互に関連しており国内の経済情勢・倒産情勢にも影響する。

### (1) 国内環境

まず日本においてインフレの傾向を語る際には、ウクライナ紛争や米中経済摩擦など、③の影響が挙げられることが多いが、それに加えて、国内の人手不足、金融緩和の影響、海外投資の影響、(アフター) コロ

<sup>1</sup> 例えば、湯川雄介他『誇れる会社であるために』クロスメディア・パブリッシング (2022 年) 98 頁参照。

<sup>2</sup> なお、人権概念の背景に政治的な批判材料が存在し、グローバルサウスから信頼を得ていないことは中村直人「サステナビリティと実務の留意点」NBL1243 号 商事法務 (2023 年) 8 頁参照。

<sup>3</sup> 例えば、森倫洋「林原グループの再建の全体像」金融法務事情 1952 号 金融財政事情研究会 (2012 年) 参照。

<sup>4</sup> コンプラ違反と事業再生については西村あさひ法律事務所『事業再生大全』商事法務 (2019 年) 370 頁参照。

<sup>5</sup> 例えば、「TikTok な Z 世代」TOP RISK 2023 日本への影響 ユーラシアグループ 参照。[https://www.eurasiagroup.net/siteFiles/Media/files/2022\\_12\\_26%20Top%20Risks%20FINAL%20DRAFT%2004%20jh%20-%20Japanese.pdf](https://www.eurasiagroup.net/siteFiles/Media/files/2022_12_26%20Top%20Risks%20FINAL%20DRAFT%2004%20jh%20-%20Japanese.pdf)

<sup>6</sup> (日本における)「SNS での情報拡散の状況」については総務省の HP 参照。<https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/h27/html/nc242250.html>、また「インターネットの普及によるメディア環境の変化」についても総務省の HP 参照。<https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/r01/html/nd114110.html>

<sup>7</sup> 例えば、小田垣亨「危機時における期限の利益喪失、相殺実務の問題点」銀行法務 21 685 号 経済法令研究会 (2008 年) 20 頁参照。

<sup>8</sup> 神田秀樹他『金商法実務ケースブック I 判例編』商事法務 (2008 年) 306 頁参照。

ナの影響を看過することができない。(金融緩和と関係する)金利は徐々に上昇傾向にあるとしても、世界的には低金利であり<sup>9</sup>、当該低金利は不動産等の取得に用いられることも少なくない。このような低金利・円安に加えて、米中経済摩擦や中国における富裕層への規制を踏まえると、海外マネーが日本の不動産等に投資される傾向もあり、不動産価格は高騰傾向にある(現に担当した事件でも、債務者側の評価と、担保権者(特に金融機関以外の担保権者)との見解の相違は大きいものがある)。またコロナ対策としての貸付・補助金等も非常に活発に利用され<sup>10</sup>、その結果、借入金額を増加させた企業も少なくなく、日本国としても債務残高が増加している<sup>11</sup>(ということは将来に展望を見だしにくく、少子高齢化が進む傾向にある)。さらに、日本は少子高齢化の状況にあることに加え、コロナ禍における高齢者の退職、労働時間規制の高まり、若者の意識の変化、雇用の流動化、人件費の高騰を踏まえると、中小企業は人手不足を理由に廃業を選択する傾向が強まり、法的倒産手続の大義の1つである雇用の確保という側面も薄れる傾向にある<sup>12</sup>。従業員の離職を押しとどめるには、事業再生の場面であっても、人件費の削減のみを求めるのではなく、臨時賞与等の活用<sup>13</sup>が必要な場合も少なくないが、金融機関・裁判所等の理解が得られにくい実情も存在する。

では、現実的に人件費を上昇させられるかということ、地方の中小企業では難しい現実があり、賃上出来ずに人手不足に陥り、廃業を選択するケースも少なくない。都市部では、多少の賃上はあるであろうが、正社員は雇用の維持を重視し、大幅なアップは望めない。非正規社員は増加し、同一労働同一賃金の制度は導入され、いくつかの最高裁判例も出ているが大幅な改善は必ずしも望めない。それ以上に企業も働き手も労働以外の働き方(例えば業務委託という形態)を選択する傾向があるが、公正な契約環境が形成されるかはこれからの問題である<sup>14</sup>。問題なのは、社会がこのような状況の変化を把握し、前向きに労働環境を改善するか、それとも現状を受け入れるに留まるかは判然としない。このような状況下で、仮に社会が積極的な措置は講じないのであれば、私的整理による延命機能は変わらないし、私的整理を上回る提案がなされなければ、法的整理も活用しにくい状況は続くであろう。

## (2) 海外環境

このような傾向は海外においても同様であり<sup>15</sup>、①人手不足、②債務残高の増加、③急激な利上げの困難性<sup>16</sup>という問題が存在する。それに加えて、ウクライナ紛争や米国の政治的動揺、ESGを巡る見解の相違<sup>17</sup>、格差の拡大はなかなか収まらないように思える。この原因は、非常に概括的にいえば、冷戦の終結によ

<sup>9</sup> 例えば、DIPファイナンスの金利が5%程度ということも国内では「高い」と驚かれる状況にある。他方で金利上昇の懸念が企業倒産に与える影響については水野裕司「金利ある世界」が迫る労働改革 倒産2割増への備え」日本経済新聞(2024年1月17日)参照。  
[https://www.nikkei.com/article/DGXZQOCD111JE0R10C24A1000000/?n\\_cid=NMAIL007\\_20240117\\_A](https://www.nikkei.com/article/DGXZQOCD111JE0R10C24A1000000/?n_cid=NMAIL007_20240117_A)

<sup>10</sup> 例えば、小林千佳「いちばんたいせつなことは、目に見えない～星の王子さまと死荷重～」Frontier Eyes Online(2023年12月14日)参照。  
[https://frontier-eyes.online/dead\\_load/](https://frontier-eyes.online/dead_load/)

<sup>11</sup> 例えば小田島拓也「知の巨人の警告 緩和マネーと急速利上げの副作用は世界に」NHK(2023年12月11日)参照。  
[https://www3.nhk.or.jp/news/special/international\\_news\\_navi/articles/qa/2023/12/11/36497.html](https://www3.nhk.or.jp/news/special/international_news_navi/articles/qa/2023/12/11/36497.html)、また詳細な資料は、神津里季生「信ずること、の意味 持続可能性への願望と展望」参照。  
[dio392-t01.pdf \(rengo-soken.or.jp\)](https://www3.nhk.or.jp/news/special/international_news_navi/articles/qa/2023/12/11/36497.html)

<sup>12</sup> 現に債務整理の際、債務者企業に残るよりも、転職を希望する人員の割合は増加している。

<sup>13</sup> 池田悠「企業倒産手続における労働者の引留め—米国連邦倒産法におけるKey Employee Retention Plansの規制を参考に—」『社会法のなかの自立と連帯』旬報社(2022年)参照。

<sup>14</sup> この点については近時制定されたフリーランス法参照。

<sup>15</sup> 例えば、ケネス・S・ロゴフ「インフレの時代へ—金融緩和策と供給ショック」フォーリンアフェアーズ1月号(2023年)28頁参照。

<sup>16</sup> 急激な利上げは金融への影響も大きく、近時は海外での金融機関再編においても行政主導に回帰している傾向が見受けられる。

<sup>17</sup> 例えば、大杉謙一「ソフトローと取締役の義務」商事法務2341号 商事法務研究会(2023年)4~29頁参照。

り、資本主義が拡大し、それと共に経済格差は拡大傾向にあるからといえる。具体的には、冷戦の終結はロシア内の混乱を生じさせ、欧州の復権・ウクライナとの接近を警戒したロシアは、ウクライナ紛争を生じさせる結果となった<sup>18</sup>。またロシアの混乱を学習した中国は、広範な市場と人民を背景に経済力を拡大し、リーマンショックを支え成長したが、政治的理由も重なり米国との経済摩擦<sup>19</sup>を生むこととなった<sup>20</sup>。米国は経済格差を和らげるために金融緩和を選択するが<sup>21</sup>、他の原因と相まってリーマンショックが生じ、その後も国内の混乱は続く。また、バイデン政権はインフレ抑制法を制定するが、結果としてインフレを促進し<sup>22</sup>、さらに複雑な状況に陥っている。このような状況が国内にどのような影響を及ぼすかということが問題となる。第一に物価高は海外との関係でも収まらない可能性がある。第二に米中の経済摩擦が収まらないと、世界的な供給不足に加え、中国市場の活用が活発化しにくい面がある。第三に中国経済自体が回復しないと、中国向けビジネスが活性化しないばかりか、中国の経済悪化または統制の強化は中国向けビジネスの縮小・警戒を生みかねない。第四に米国の経済・政治が安定しないと、米国向けビジネスの規制が生じかねず、結果として内需への依存がより高まる可能性があるが、国内の問題点は既に見た通りである。

このような不透明な経済情勢を踏まえると、実務家としても将来の結果に右往左往させられるだけではなく大きな流れの中で複数の選択肢を見据えた準備をする必要がある。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は[N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#)よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは[こちら](#)に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ 広報課 [newsletter@nishimura.com](mailto:newsletter@nishimura.com)

<sup>18</sup> 例えば、John Mearsheimer の講話等参照。 [john mearsheimer youtube ukraine 2022](#)

<sup>19</sup> なお、経済摩擦に関連して経済安全保障関連の法整備が進むということは当該法令関係のコンプライアンス違反に対する摘発も強化される可能性がある。

<sup>20</sup> 例えば、トマ・ペケティ『資本とイデオロギー』みすず書房（2023年）参照。

<sup>21</sup> 例えば、ラグラム・ラジャン『フォールト・ラインズ』新潮社（2011年）参照。

<sup>22</sup> 例えば、河野龍太郎『グローバルインフレーションの深層』慶應義塾大学出版会（2023年）71頁参照。